

(三一九)

党の代議士なり、或いは参議院の諸公
 がいい加減に水産常任委員会を通して
 しました、その責任、協同組合法を骨
 抜きにいたしましたのは議會なり、或いは
 政府でやつたことである、こういうふ
 うに離れておるのであります。そこ
 で、私共水産常任委員といたしました
 て、別にこの世論に甲とか、或いは乙
 とか左右される必要はありませんが、
 この前の協同組合法上程の際とは違つ

た行き方で修正すべき点があれば堂々と反対し、例えばその筋の了解をどうしても得られないならば、得られるまで待つ、つまり修正意見を出す、然らずんば了解を得られるまで待つ、こういった考えが恐らく参議院の全部の皆様がそういつた御意見をもちてあらうと私は思うのであります。で、委員長のこれに対する一つ御心解の程を御発表願いたいと存じます。

それから政府当局におききいたしたいのであります。これからは本題であります。今度の漁業立法の精神は、つまり新しい漁業権制度、その底に流れておる行き方というものは農業に比べてどうかという問題であります。御存じのごとく農業の方では大きな地主、その地主の持つておる土地というものが取上げられて小作自作となつて、そして開放されておる、農業協同組合法ができて、組合ができて、どん／＼仕事をこなつておる、こういった農業の方面の流れと比較して皆様が言つておられますところのいわゆる漁村の民主化、或は漁業権を漁民に開放するところのこの漁業権制度、この法律案の底を流れておる行き方、そういった点を擧げて一つお聞きしたいのであります。農業と漁業とは、観点上はこれは比較できん、或はおつちやるかも知れませんが、或はいろいろ見解の相違という言葉を使われるかも知れませんが、ただ私の申し上げたいのは、農業の民主化の程度とそれから漁業の民主化の程度の比較です。この漁業法を出すについての……これは長官がばりでなく、ここに列席しておりますところの協同組合課長などの返答

も必要であります。漁民はこれは今更に申上げるまでもなく、税金とか或は金融方面或は資材などで四苦八苦の状態でありまして、魚が獲れない、魚も買れない、何もかもない／＼盡くしてあります。税金も勘定して見ますと十種類以上も掛かつておられます。経営者とか事業者でないところの従業者、或は船子まで、ちよつとした歩合に對してまでも所得税とか或は事業税を取られておるのであります。漁網を賣つたり、或は家財道具、或は自分の積物等を賣りまして漸く差押えを逃がれておるような状態でありまして、そういった零細な漁民は何によつて仕事をしておるか、恐らく全部が全部協同組合に組合員として入りまして、漁業協同組合員として仕事をなさるより外に途がないのであります。その漁業協同組合は今までの漁業界の与えられていたところの権力というものは殆んど喪失したやうな感じがいたすのであります。今度の制度の底を流れておるところのものは、いわゆる零細漁民とか、中小漁業者の何もできないやうな状態でありまして、漁民とか漁業者というやうなものは協同組合に所属することによつて力を得ておられます。生活もできておるの力というものは専用漁業権というものを待つていない。浮魚というものも資本漁業の方に、金を持つておる漁業家に手渡さなければならぬ。これじやこの漁業権に関する問題は、これは御破算にして、今まで通りにして置けばよいというやうな議論も生れて来て、漁民を幸福にしようという漁業権制度、或は「ボスよ左様なら」と書いて配布までしておる農林省のビラ、或

いは漁業権を、働く漁民に開放する指導なさつておる、これがボスがいよいよ肥れよ、或は漁業権を金持である資本家に開放せよという場合に逆手に進みやすいか今度の法律案は実質的に恐らくそうなつて行かざるを得ないというふうに私は解釈せざるを得ないのであります。で水産廳長官にそのいつた裏の裏の氣持を承わりたいと思ふのであります。立案の根本方針を根本的に直す必要がないかどうか。それから又協同組合課長として個人的にどういう考えを持つておられるか、つまり折角九州の果てから東京まで迎へられて課長に就任した者の心中には、この協同組合がまず／＼退化して行くというやうな現状を見て、而も今度の漁業権制度を見まして、恐らく困つたものだといふうちに内心では思つていられないかどうかという心中を明かにしたいのであります。これは非常に重要な問題でありまして、一つ懇切丁寧に委員長、長官、次長、或は協同組合課長の御返答をお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 青山君の委員長に対する質問に對してお答えいたします。委員会は多數委員の意見に従つて運行することは当然でありますので、私は常にそのことを考へてやつておりますので、漁業法案に對しては、皆さんの御意見がこの本会期においてはお到底了し得ないという御意見でありましたので、目下継続審議の手續中でありまして、今後とも多數意見に従つて運行いたすことをここで申上げて置きます。

○政府委員(飯山太平君) 只今青山委員から漁業法改正の根本方針を要する必要があるかないか、こういう御意向を質されたように承知いたしました。横々お話の中に、今度の漁業法改正がむしろ細細の漁業者、若しくは漁民の諸君を却つて生活苦におとし入れるというやうな結果を招来するだらう、こういう御判断であります。そのこと申しましてこの法律の精神は、先般農林大臣から説明されたことが美辭麗句であつて、眞にその精神が現われていない、或いは間違つた方向に向つておるのじやないかというやうな御判断のようには承知するものであります。我々といひましては農地改革と並んでこの漁業制度の改正をするといふことはひとりで私共当局の意見ではなくして、日本政府の根本的精神であるのであります。従つてその改正の結果が零細漁民の諸氏にむしろ非常な困苦を与へ、或は不利を來すといふやうなことは私共といひましては考へておらんのであります。ただ協同組合法案の出たときにも、協同組合はできるけれども、これを裏付けするところの施策が伴わないじやないかというやうな点についている／＼御意見を伺つておるのであります。又今度の法案につきましてもこれを裏付けるに當つて資金、或いは資材というやうな裏付けが協同組合になければこの目的を達成できないだらうというところは、これは各方面から私共が伺つておる点であります。又私共もこの裏付けがなしには協同組合の強化は容易に行かない、従つて我々といひましては、これが裏付けの方法として資金の団体資金の問題を目下非常に努力をいたしているものであります。根本精神はどこまでもやはり漁業の民

主化と、これが基盤になつてさうして生産力を更に増加して行くという以外にはないのであります。生産力の増加も要は民主化の実現がなければできない、個々の生産力は或いは必ずしもそれは多しませんが、知れませんが、全体的に総合的に考えた場合に本當の民主化の基盤に立たなければ漁業の將來の發展は期待できない、又漁民諸君の生活の安定向上も期せられない、かように固く信じておるのであります。従つて農地改良が直ちに小作農民の生活を安定し、又これが向上を図り得るにも拘わらず、漁業の方はそれができないじやないか、こういうやうなお話であります。併し私共は遺憾ながらその御意見に同感できないのであります。勿論これが実施された当初からその目的を完全に達せられたとは考へておりません。併しながら少くもその基盤を作る点においてはこれで行くといふ固い信念を私共は持つております。従つて現在の改正法案を改めて考へ直すといふやうな考へは持つておりません。このことだけを申し上げて置きます。

○委員長(木下辰雄君) 外に一般的質問はございませんか。

○青山正一君 協同組合が……。

○説明員(藤田藤君) この漁業制度改革の問題は、この漁業というものが一定の漁場内で多種多様の漁獲方法を以ていろいろの漁獲を獲つておる、そういうやうな特別の性質を持つておる、而も日本の沿岸漁業というものが、非常に複雑をいたしております關係から農業における方面の改革のやり方とは又違つた非常に複雑な考へ方をしなければならぬと思ふのであります。そこ

ますところの協同組合課長などの返答

て配布までしてある農林省のビラ、或

〇政府委員(飯山太平君) 只今青山委

根本精神はどこまでもやはり漁業の民

又違つた非常に複雑な考え方をしなけ

で先程浮魚を従来の専用漁業権から外すというやうなやり方をする結果、零細な漁民の手からそれを奪つて、資本家、漁業者の競争に委ねるといふやうな逆の結果になるのじやないかといふやうな御意見がございましたので、これは私共といたしましては、従来漁業制度改革を考へておりました案が数次に亘つて変更を加へられてゐるわけでありました。漁業制度改革が三年も掛かりました原因は、結局誰に漁業権を与へるか、誰に漁業を経営せしむるか、この点がやはりむずかしいためにいろいろと苦心しておつたのであります。私共といたしましては、現在提案いたしましたところのこの案が実際の事情に即応した案であらうと考へております。そこで浮魚を対象とする漁業をなせ漁業権から外したかといふ問題であります。これは御承知のやうに漁業権制度といふものが旧幕時代からの慣行に基きまして、その当時の漁業慣行を主としていたしまして、部落といふものに對应的に与へられてゐる、それがずっと永らくの間現在まで根本的には変更されないうで現在に及んでゐる、その間漁船の動力化の問題がある。それから又人口構成が非常に變つて來ております。そういうやうな事情と従来の漁業権の關係が、何と申しますか、相對應しないやうな状態になつてゐるわけでありました。従つて私共といたしましては、そういうやうな従来の劃一的な独占排他的な觀念を改めまして、広く浮魚を運用する漁区で獲らうとするものについてはこれを漁業権から外しまして、従来のやうな權利を特とらうとしたところの政策といふことよりも、更に広い範圍に

おいて一定漁区の漁業調整委員會、それは漁民が自ら自主的な意思によつて選びましたところの委員、その委員の手によつてこれを適當に合理的に調整しよう、こういうやうな方式を考へ出したのであります。つまり權利を通じての調整でなく、更に広い範圍の水面の綜合的高度利用という見地からいたしまして、人を通じての調整に變つたといふことが根本の狙ひであります。今回のやり方の極めてむずかしい点は、私は調整の中心になりますところの調整委員會といふものが本當に民主的に動くかどうか、これが根本の問題であります。その傾向、考へ方自身については間違つておるとは決して考へておりません。ただ漁業調整委員會といふものが民主的な機構として完全に動くかどうかこの点が今度の漁業調整法式がうまく行くか行かないかの根本的な分れ目になると考へております。併しながらその点につきましては、私共といたしましてはやはり根本は漁民の啓蒙をいたしまして、やはり漁民自身が目覚めてみずから本當の意思によつて正しい人を選び出す、こういうやうな啓蒙運動を繰返して行くといふことによつて漸次その結果が民主的な我々の考へております方向に決定して行くといふやうに指導して行かなければならぬ。その点についての重大な点を私共は認めております。考へ方としてはその方が従来のやうな考へ方より更に一歩進んだ考へ方といふふうに思つております。

〇説明員(曾根徹君) この度の漁業制度の根本問題は漁業権を保有するといふ問題よりも漁業権を行使するといふ問題にその根本の概念が變つて來ておると思ひます。で、不在地主的構成方法には許されず、従ひましてその漁業権の行使を、つまり入海關係を如何に秩序を立てて行くか、如何に調整して行くかといふことにこの度の漁業制度の根本があると思ひます。この根本から考へまして、協同組合はどうしてもみずからこれを自營する、或いは生産組合或いは地区の組合等の自營という方式によるより外の漁業権を、自分のものとして、漁民大衆のものとして、これを行使する方法はないわけなのであります。従ひまして協同組合がこれから行くべき途は漁民の自主的な協同組合の育成によつてこれをみずから行使するといふ方向に進まなければならぬと思ひます。それには先程ございしました通り、金融制度の根本的な民主化或いはその他御指摘になりましたやうな販賣事業、購買事業等を取巻く統制方式の漁民の民主化といふやうなものが附随した必要があると思ひます。これから組織の力を以てまじしてこつたことをも大きな組織力を以て解決して行かなければならぬ使命を持つておるものと私は考へます。尚協同組合がかかる漁業権の根本的な考へ方にも拘わらず、多少協同組合みずからが漁業権を管理する、管理方式が幾分ずつでも拡張されつつあります。この管理方式が許されずならば、成るべく多くのこの管理方式を協同組合に取入れるといふことは將來望ましいものと私は考へるのであります。

〇西山龜七君 最近各産業部門を見てみますと、企業の整備、拡充というやうなことをせなければならぬと乗切れないといふやうな実情は御承知のと通りであります。水産業におきましても終戦以來インフレーションのためにも海面の方が一定をしておるにも拘わらず、設備の方が過剰しておるやうに感ずるのであります。そうしますとこの水産業におきましてはどういうやうに整備してこの繁榮の確立をして行くかといふことが問題になりはしないかと、かように考へるのであります。これは漁区の拡張があれば問題は解決はできると思ひますけれども、この点は相當に困難と思ひますが、つきましては漁業会に對しまして失業者ができた場合にどういふやうな政府は考へを持っておるか、將來この漁業会の整備、拡充に對しましては、どういふやうな御意見があるかといふことに對しまして政府の所見を伺いたいと思ひます。

〇政府委員(飯山太平君) 西山委員の御質問にお答えいたします。日本に九原則が実行せられて以來各産業会がその通り企業合理化の線に進みつつあることは私共も承知しております。ひとり水産業だけがこの外に置かれるとは勿論考へておらぬのであります。併しながら漁業の仕事は漁船と同時に技術を持つておるところの従業員この二つが非常に重大なものであります。他の陸上の産業におきましては必ずしも甲から乙の仕事に移ることが困難ではないのであります。併しながら水産の従業員は水産以外の、特に漁業であります。漁業の従業員は他の産業に移るといふことは、これは容易にできないのであります。従つて如何に合理化いたしましたとしてもその余剰の従業員に對しましてはこれは水産關係において保有するやうな対策を立てなければならぬと、かように考へておるのであります。従つて或いは「かつお」、「まぐろ」漁業、以西底漁、その他諸種の漁業におきまして若し合理化されたために失業者が起るやうな場合には、これは一面社会制度としての失業保險制度にもよりますけれども、私共の考へ方としては合理化をした場合にその残余の業界の人々によつてこれを必要とするところの人々を養うやうな、いわゆる相互扶助的な考へを水産業には持つより他に方法はないのじやないか、殊に漁業は他の工業或いは農業と違ひまして、その働らく海区といふものは大体これは協同のものであります。協同の働き場所になつておるのであります。私共がいつでも考へておることは、少くも漁業におきましては、漁業それ自体の本質的性格から当然經營の面にも國家保障の精神を盛らなければならぬといふやうに私共は考へております。従つてそういう方向に向つて水産業の合理化については失業對策を立てて行きたい、かように考へております。

〇千田正君 漁業法案は勿論圖期的な日本の漁業権の根本法として我々はたいにこれから検討を加へなければならぬと思ひますが、一番現実困つておる問題として、こういう法律を作つて來るかどうかといふことを我々は再検討したい、そのためにはやはりこの法案は同時に出さるべき法案の漁業災害補償制度法案、若しくは信用保証制度法案或いは漁業保險法案といふやうなものも同時に出不されなければ、この法案は先づき青山委員が度々申されたやうに零細漁民のために、安定した生活を保障する何ものもなくなつて

しまうという虞れがありますので、根本法案を提出するについて、そうした側面からこの法を活かすような法案を出すだけの用意が、現在において政府当局において持つておられますか、この点について長官若しくは次長の御答弁を頂きたいと思ひます。

○江藤重雄 今千田議員から御質問がありましたので、私は別の意味において漁業法の改正の際に、今千田議員の言われたようなことが少くとも政府においては十分準備されておられなければならないと考える一人であります。が、いずれこれは御答弁があると思ひますが、更に私は漁業法の大改正が行われた際に、もう一つ考えなければならぬ問題がある、それは沿岸漁業の資源培養に対する法的措置を講ずるといふ点について、相当の調査準備をすでにされておられるかと思ひます。併しなすが、こゝういふ点について、どの程度に準備されておるか、次の国会において、そゝういつたことが法律化されるようになつておるかどうか、私はこの資源培養の問題についてはつと以前の国会あたりで御質問申し上げたのでありますが、併し漁業法の大改正をやられるといふので、法案を見ますと、私はこの資源培養に関する法的措置を早急にやらなければならぬという氣がいたすのであります。一つその点について御所見を承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(飯山太平君) 千田議員の御質問にお答えいたします。先程青山委員からも御指摘の際に発言いたしましたように、漁業権制度の改正も、漁業協同組合の實施も、要するにこれを裏付けるものがなければならぬといふ

ことは、全く御意見の通りであります。併しなから現在この法案を出す情勢下におきまして、直ちに同時に災害補償制度、或いは漁業保険制度といふような必要な制度でありますけれども、御承知の通りこれには財政の關係が伴うのであります。従つて現状のやうな情勢におきましては、遺憾ながらこれが同時に実施をするといふやうな事情にないものであります。そのためにこれが提出をできなかったものであります。第四国会におきまして、当委員会においてこの第五国会には、これらの案を出せといふことは、委員長からも固く私共は要望されておつたのであります。又できるだけのやうに努力いたしますといふことをお答えいたしましたのであります。爾來いろいろ検討は加えておるのであります。併しな

が、只今申上げるやうに災害補償制度にしましても、保険制度にしましても、いずれもこれは國家の財政の支出がなければできないのであります。現状においては、それができませんので、最近は何とかして、これを自主的にでも考えるようにすべきではないかといふやうなことから、実は現在各業界にも呼び掛けて、信用保証制度を一々実施するやうに、そゝうして業者みずからの努力と共に國家の協力をさせよう。こゝういふ態勢に持つて行くより現状としては止むを得ないといふやうなことであります。その点について、目下具体的な案を進めつつあるのであります。併し、これも御承知のやうに、業界がいずれも非常な悲境にありま

るので、これを業者みずからの手に置いて、十分に実施するといふやうな態勢を作ることには困難でありますので、

その点については、安本方面にも、大蔵方面にも、その折衝を続けつつあるものであります。併しなから具体的にどのような制度をこの国会、若しくは近い將來において具体的に出し得るといふ言明ができないのは、私共は誠に遺憾であると思ひます。それから先程江藤委員から資源の培養といふことについて、この漁業法に何らの制度も加えていないやないかといふ御質問であります。一般の海洋の資源につきましても、具体的な案は加えておりませんけれども、内水面における、養殖、増殖関係は、これを國家が管理して、そゝうして、種苗の配付といふやうなことを営むといふやうなことに新たに規定を加えておるのであります。御承知のやうに國際的に見ましても、漁場拡張の問題も、皆日本が資源培養について何らの関心を持つていないと、むしろ資源を浪費すると、侵略するといふやうなことが、今日漁区拡張の一番実現を阻んでおるといふやうな原因になつておるのであります。それらの点から考えましても、お説のやうに、根本的に法規の上にこれを表わして行くといふことは非常に大切なことでありますので、この点につきましても、機會を見て我々としてもこれが制度を加えるやうに努力をいたしたいと考えております。

○千田正君 今の長官の御答弁に結構であります。私はただ一つ不満な点があるものであります。といふのは、同じ原始産業において漁業のみが農業と比較した場合において破行的な存在である、而もいつの場合においても、泥鰌式の制度しか水産業界においては行われておらなかったといふこと

ろに、今までの水産養殖の遅々として進まない原因がある、而も不漁対策といふやうな、天候或いは潮流その他的一般自然の異変によるところの不安定な業であるだけに、我々としてはこゝうした不安定な業から生ずるところの不測の災害を如何にして除去するかといふことを根本的に考えない限りにおいては、今後の水産といふものは十分な発達を成し遂げ得ないといふところ、そこに私の根本の観念がありますので、その点に對しては、むしろ起きたものに対する施策を考えるよりも、起る前に不測を予想して、そこに

行へべきところの立法的措置を考えるのが至当ではないかと、私はかゝうに考えるのであります。その点について如何に考えられますか、長官の御答弁を頂きたいと思ひます。

○政府委員(飯山太平君) お答えいたします。未然に防止するといふことが賢明の策であることは、全く御意見に私も同意であります。我々の今日までの当局の努力がその点に向けられてなかつたといふことにつきましては、ここに遺憾の意を表したいと思ひます。ただ農業と比べて水産がいつても後手になつておるといふ、この事実も私共は率直に認めざるを得ないのであります。が、この点については、農林省の手算を御覧になる時に御承知と思ひます。であります。私共も農林省の現在の予算が二百七十億ある中に、水産の手算が僅かに公共事業を合せても二十億に、誠に衷心悲愴たるものがあるものであります。併しなからこれは我々のみの努力では、到底これを強化するといふことは困難なのであります。私共は

お答えに對してお願ひをすることは甚だ當を得ませんが、今後におきまして、どうか我々が計画、企画に對しまして、皆様の特別の御配慮、御協力を頂きまして、少なくとも相當の予算が現実に獲得できるやうな段階に持つて行つて頂くことを私は衷心からお願ひしたいと思ひます。そゝうして我々も一つ先程のお話のやうに、未然の対策を立てるといふことに一段の努力をしなければならぬといふ氣構えをここに新たにすべく次第であります。

○尾形六郎兵衛 長官に、漁業権の補償についてちよつとお尋ねしたいと思ひますが、一昨年つまり第一回國會が始まつた時に、この漁業法の改正の最初の案とも言われるだらうが、一つの案を持つて來られました。政府委員が説明したのであります。その時の漁業権といふものは、無償でこれを没收するといふと語弊がありましようが、とにかく無償で取上げるやうな案であつた。そこで私は、その時質問したんですが、當時社会黨の内閣であつたんです。日本の社会黨は、英國の労働黨をあの當時手本にすると、こゝを片山総理が言つておりましたが、その英國でさえも有償で、私有財産を國營に移す時は、有償でやるといつてゐる時に、余りにけちなことをするじやないかといふことを質問したんですが、當時憲法第二十九條の第三項を適用するといふ意味だといふことを政府委員が説明しておつた。今度は一つの基準を立てまして、漁業権を補償されるといふことであります。その額につきましては、例えばこれは、その額を安当としまして、相応しましたものでも、余りにこの償還の期限が長い

四

業協同組合の實施も、要するにこれを裏付けるものがなければならぬとい

て、十分に實施するといふような態勢を作ることは困難でありますので、

も、泥縄式の制度しか水産業界において行われておらなかったといふこと

の努力では、到底これを強化するといふことは困難なのであります。私共は

を妥協としまして、相応したもので、余りにこの償還の期限が長い

で、補償して貰つても、果してその甲斐があるかどうかといふことは懸念される、それから又この漁場をやります人も、元金と利息と共に拂うだけの負担を今日の漁業経営上できるかどうかといふことにつきまして、相当懸念があるんですが、これに対する長官の見通しと見解をおききたいと思ひます。

○政府委員(飯山太平君) 尾形委員にお答えいたします。漁業権の補償の問題であります。これは当初いろいろ関係方面の事情でそういう案が出たのであつたように思ひます。それから現在の補償の基準についてのお尋ねに對してお答えいたします。現在の漁業権は全國的に見まして、貸賃料が大体漁獲の割乃至少くとも五分以上の賃賃料を支拂つておるのであります。これが全國の大体平均数字になつておるのであります。今度は貸賃料とは申しませんが、免許料若しくは許可料といふような名目でこの賃賃料を納めて貰うという形なものであります。そうしてその標準は現在の見通しでは大体平均して三・七％でありますから、従来の業者が仮に同じ漁場を經營した、この仮定しますと、従来は割乃至五％以上拂つておつたといふことから比べれば、むしろ低率になつておるのでないか、従つて特に漁業権制度が行われたからといつて、それが經營者において負担の能力がないといふようなことには考えられないのであります。尙今後インフレの進行がどうなるか分りませんが、大体の見通しとしてはむしろその率は多少は低下し得るんじゃないか、こういう見通しを持つておるのであります。従つて一面におい

ては今の補償がいづゆる漁業証券といふようなことで、而も二十五年というような長期では、これは補償して貰つてもそれが有用にならんじやないかといふお説であります。これが國庫の支出において補償できる場合には短期にするといふことも或いは可能かも知れませんが、御承知のように免許料を以てその補償の財源としたしておるのであります。従つてこれを短期にしようとするれば、おのずから免許料を多額にしなければならぬ。こういうデイレンマに陥りますので、三・七％という程度の免許料とすれば、どうしてもこの程度の年限にならざるを得ないものであります。これが証券の利用、つまりそれが金融の種になるというような点については、これが政府の補償でありますので、今後我々としては金融機關との折衝においてこれができるだけ漁業者の資金面に活用ができるような方法をとりたい、かように考えております。

○委員(木下廣雄君) 本日はこの程度で質問を打切ること御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(木下廣雄君) 御異議ないと認めます。只今から閉会いたします。

午後二時三十四分散會

出席者は左の通り。

委員	尾形六郎兵衛君
理事	千田 正君
委員	青山 正一君
	淺岡 信夫君
	西山 竜七君
委員	木下 廣雄君
理事	辰雄君

政府委員 江熊 哲翁君

水産廳長官 飯山 太平君

説明員 農林事務官 藤田 巖君

(水産廳次長) 曾根 徹君

農林事務官(水産廳漁政部協同組合課長)

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、水産業団体整理特別措置法案(予備審査のための付託は五月六日)

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁業権制度改正案に関する請願(第九百九十七号)

一、漁業法改正案に関する請願(第九百九十七号)

一、漁区拡張に関する陳情(第三百七十九号)

第九百九十七号 昭和二十四年四月三十日受理

漁業権制度改正案に関する請願

請願者 札幌市北海道廳内北海

道議會水産常任委員会内 相内石蔵外四名

紹介議員 板谷 順助君

漁業法案による漁業権制度改正の基幹をなすものは漁業調整委員会であり、その成否は漁業調整委員会の委員の構成如何にかかっている。しかして、北海道においては、となく、漁業種別に党派を作り投票される危険がある。もとに終戦後千島、樺太方面からの引揚者が多数漁村に入地している関係もあつて、到底公正な選挙は期し難い実情

にある。このような現状の下に選出された委員によつて、定置漁業を勧誘されることは、現経営者として眞に忍び難いものがあるから、漁業権制度の改革に際しては現存漁業権存続の措置を講ぜられたいとの請願。

第九百九十七号 昭和二十四年五月六日受理

漁業法改正案に関する請願

請願者 北海道日高郡似郡株井村 三上重蔵

紹介議員 矢野 西雄君

今回発表された漁業法案の内容は、不備な点が多く、このまま實施される場合には、定置漁業経営者に大きな不安を生ず、生産増強にいちじるしい支障をきたす虞があるから、(一)同法案第十四條第一項第三号の規定を削除すること、(二)同第十六條第四項に優先順位及び漁場についての二項を加入すること、(三)同第十六條第九項、第八項を繰り下げ、且つ内容を訂正すること、(四)定置漁業権の存続期間を十年とすること等について同法案を修正せられたいとの請願。

第三百七十九号 昭和二十四年五月二日受理

漁区拡張に関する陳情

陳情者 福岡市鍛冶町二七福岡縣水産農製品工業協同組合理事長 鹿兒島義雄

日本船舶の現在の操業区域は、沿岸七平方マイル強に制限されているが、その面積は戦前の約三分の一にすぎず、同一漁床を反覆操業する結果、漁場価値は精々十五パーセント内外である。しかして、現在の制限区域内では、いたずらに漁具を消し、漁業

用資材の高騰と魚價の不均衡より、企業採算は極度に悪化し、一方中國及び朝鮮における漁船の捕獲留事件の発生等、わが國の遠洋底びき網漁業に重大な影響を及ぼしているから、食糧増産の見地よりすみやかに、漁区拡張實現の途を講ぜられたいとの陳情。

第九百九十七号 昭和二十四年五月二日受理

漁業権制度改正案に関する請願

請願者 札幌市北海道廳内北海

昭和二十四年五月三十日印刷

昭和二十四年五月三十一日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局